

議第 1 2 号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

上記の議案を栃木県議会会議規則第15条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年12月10日

提出者	栃木県議会議員	山	形	修	治
	同	渡	辺	幸	子
	同	関	谷	暢	之
	同	白	石	資	隆
	同	高	山	和	典
	同	平	池	紘	士
	同	小	林	達	也
	同	小	菅	哲	男
	同	金	子	武	蔵
	同	石	坂		太
	同	横	田	晴	誠
	同	佐	藤	英	彦
	同	大	木	み	憲
	同	山	田	や	こ
	同	山	口	恒	夫
	同	保	母	欽	郎
	同	あ	べ	ひ	み

栃木県議会議長 日向野 義幸 様

栃木県条例第 号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年栃木県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 基本的施策（第12条—<u>第16条</u>） 附則</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進<u>並びに健康寿命の延伸</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本理念） 第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進<u>並びに健康寿命の延伸</u>に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることに鑑み<u>_____</u>、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、<u>全て</u>の県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、<u>生涯にわたり</u>良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（県民の責務） 第5条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定</p>	<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 基本的施策（第12条—<u>第15条</u>） 附則</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進<u>_____</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本理念） 第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進<u>_____</u>に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることに<u>かんがみ</u>、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、<u>すべての</u>県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、<u>_____</u>良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（県民の責務） 第5条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定</p>

期的な健康診査、歯科医療並びに保健指導（以下「歯科健診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

（保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割）

第7条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科健診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み 、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科健診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、被保険者の歯科健診等を受ける機会の確保を図ることその他当該被保険者の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

（学習の機会の提供等）

第13条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科健診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸を図るため、県民が、オーラルフレイル（口腔機能の衰えであって、適切な対応により機能回復が可能な状態をいう。）を予防し、並びに早期に把握し、及び回復させるために必要な措置を講ずるものとする。

期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

（保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割）

第7条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

（学習の機会の提供等）

第13条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進 に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第14条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(災害の発生時等における措置)

第15条 県は、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携し、災害の発生時又は感染症のまん延時（以下「災害の発生時等」という。）において歯科保健医療サービスの提供を確保するため、平時及び災害の発生時等においてそれぞれ必要な措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科健診等の機会の確保等)

第16条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科健診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科健診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第14条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進_____を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第15条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。